

外国籍児童生徒支援者から見た教育制度

1 学校基本調査のデータ

義務教育の対象者

見えない存在

2 外国籍生徒の実態について（東京）

在籍数からみた外国籍生徒の実態

進路ガイダンスのアンケートから見た外国籍生徒の実態

3 教育を受ける権利

憲法 26 条 「教育を受ける権利」・・・国民とあるが、外国人にも適用されるか。

国際人権条約

国際人権規約 A 規定（社会権規約）13 条[教育への権利]・・・「教育についてすべての者の権利を認める。

子どもの権利条約 28 条（教育への権利）2 条から見てすべての子どもの権利

就学義務と教育を受ける権利について考える

6 教育への権利保障と教育の目的

国連子どもの権利委員会一般的意見（2001 年）抜粋

「第 29 条 1 項の文言は、締約国は教育が広範な価値観を指向して行われることに同意するとなっている。この同意は、世界の多くの場所で築き上げられた宗教、民族及び文化の境界を克服するものである。一見すると、第 29 条 1 項で表現された多様な価値観のなかには、一定の状況下ではおたがいに衝突すると思われるものがあるかもしれない。したがって、1 項（d）にいうすべての諸人民間の理解、寛容および友好を促進しようとする努力は、1 項（c）にしたがって子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を発展させることを目的とした政策と、必ずしも自動的に両立するわけではない可能性がある。しかし実際には、この規定の重要性の一端は、まさに、教育に対してバランスのとれたアプローチを、そして対話および違いの尊重を通じて多様な価値観をうまく調和させることができるアプローチをとる必要性を、この規定が認めたところにあるのである。さらに、歴史的に人民の集団を他の集団から引き離してきた多くの違いを乗り越えるうえで、子どもは他に比べるもののない役割を果たすことができる。」

注：

子どもの権利条約29条1項(c)

「児童の父母、児童の文化的同一性・言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重の育成」

子どもの権利条約29条1項(d)

「すべての人民間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること」

4 教育を受ける権利と平等について考える